

県有財産一般競争入札説明書

- 「一般競争入札」による県有財産の売却は、購入希望者に入札に参加していただき、予定価格以上で最も高い価格をつけた方を購入者に決定する方法です。
- 一般競争入札による売却物件は、「物件調書」のとおりです。
- 売却物件の購入を希望される方は、この説明書をご承知の上、お申し込みください。
- 郵便等による入札参加が可能です。

1 一般競争入札により売却する物件

入札に付する物件は、入札物件一覧(16ページ)に記載のとおりです。

2 入札参加資格

- 入札には、個人、法人を問わず参加していただけます。
- 申込みをされた方が、入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。
- 2人以上の共有名義で参加することもできます。

※ただし、次に該当すると認められる方は、入札に参加することはできません。

- (1) 次のいずれかに該当する者（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者）
 - ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が判明した日から3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者(地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められる者)
 - ① 県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が県と契約を締結すること又は県と契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 県が実施する地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 2-(2) (⑦を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれかに該当する者
 - ① 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (5) 県税を滞納している者

3 入札参加申込みの方法等

この入札に参加するには、以下の方法による事前の申込みが必要です。なお、電子メール又は郵送による申込みも可能です。

(1) 一般競争入札参加申込書及び添付書類の提出

県有財産一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せ、直接持参、郵送又は電子メールにより申し込んでください。

※電話及びファクシミリによる申込みはできません。

※電子メールにより申し込む場合の県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類のファイル形式は、PDFとしてください。

※電子メールにより申し込む場合は、落札後に住民票の写し（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）の原本を提出していただきますので、ご承知おきください。

【提出書類】

- ① 県有財産一般競争入札参加申込書(別記第 1 号様式) 1 部

※ 1 共有により取得を希望される場合は、申込書に各々の共有持分割合を明記の上、共有予定者全員の連名で申込みをしてください。

※2 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有予定者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方）を選任してください。

②添付書類各1部(※各証明書は発行後3カ月以内のものを添付してください。)

区 分	添 付 書 類
個 人	住民票の写し、誓約書（※1）、岐阜県税の完納証明書（※2）
法 人	商業又は法人登記簿謄本（登記事項証明書）、誓約書（※1）、岐阜県税の完納証明書（※2）、法人役員名簿（※3）
共 有	全員の住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）、全員の誓約書（※1）、全員の岐阜県税の完納証明書（※2）、法人の場合は法人役員名簿（※3）

※1 誓約書（別記第2号様式）

※2 岐阜県税の完納証明書（岐阜県の県税事務所が発行する納税証明書）

※県外の居住者、県内に事業所等を有しない事業者及び岐阜県入札参加資格者名簿登載者を除きます。

・管轄の県税事務所窓口において、申請様式「納税証明書交付請求書（一般用）」により、全ての県税について未納の徴収金がないことの納税証明書を請求してください。

「納税証明書交付請求書（一般用）」

＜証明を受けようとする事項＞ ※交付請求書にチェックしてください。

証明書の使用目的：入札参加資格申請のため

証明内容：未納の徴収金がないこと（完納証明）

対象税目：全ての税目

・申請には、本人確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要となります。

・納税証明書1枚につき400円かかります。

※3 法人役員名簿（別記第3号様式）

【提出期限】

①申込書を持参する場合

申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

・受付期間 令和8年9月1日（火）～令和8年10月1日（木）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く。）

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。

・受付場所 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県庁4階 岐阜県総務部管財課

②郵送で申し込む場合

令和8年10月1日（木）必着で、書留により次の送付先へ郵送してください。

【送付先】〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部管財課 財産活用係 宛て

③電子メールで申し込む場合

令和8年10月1日（木）午後5時までに次の送付先へメールしてください。

【送付先】c11116@pref.gifu.lg.jp

岐阜県庁総務部管財課 財産活用係 宛て

※郵送及び電子メールの場合、次のいずれかに当たる申込みは受付できませんので、ご注意ください。

①申込受付期間を過ぎてから本課に到達したもの

②申込書、誓約書等の記載に不備があるもの又は記載が不明瞭なもの

③どの物件の入札に参加希望なのか不明瞭なもの（物件番号、物件の所在地等に書き誤りがないよう、十分に注意してください。）

(2) 物件の確認について

入札参加者において、必ず現地をご確認ください。「物件調書」は、入札に参加しようとする方が物件の概要を把握するための資料ですので、参加申込みを行う前に、必ず入札参加者自身において、現地及び利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

※物件は、現況のままで引き渡します。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)

- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁
- ・井戸等地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切岐阜県では行いません。
- ・上下水道、電気及び都市ガス等供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、岐阜県では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- ・物件内にある動産（空調機や照明器具を含みます。）やゴミの撤去は、岐阜県では行いません。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査並びに建物のアスベスト含有調査は、特に明記されていない限り行っておりません。
- ・越境物の処理については、岐阜県は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいこととなります（契約後に判明した場合も同様です。）。

(3) 入札保証金の納付

この入札に参加するためには、3の(1)により一般競争入札参加申込書及び添付書類を提出していただくとともに、以下の方法により、事前に入札保証金を納付する必要があります。

①保証金の額

入札物件一覧(16ページ)に記載の入札保証金を納付していただきます。なお、入札保証金の額は、入札価格にかかわらず定額とします。

②保証金の納付方法

入札保証金は、岐阜県が発行する納入通知書により納付してください。なお、共有による取得を希望の場合、代表の方1名が共有予定者を代表して入札保証金を納付してください。

【納入通知書による納付】

入札参加申込書の申込者(共有の場合は代表者)の欄に記載された方宛てに岐阜県から納入通知書を送付しますので、次の取扱金融機関の窓口へ持参して納付してください。この場合、振込手数料は不要です。

<取扱金融機関>

- ・岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信用金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- ・岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ・Pay Pay 銀行及び楽天銀行（マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。）

③保証金の納付期限

令和8年10月8日（木）までに、金融機関において納付手続を行ってください。

④入札保証金の還付等

【落札者】

契約締結までの間は、締結確保のため引き続き岐阜県で保有し、契約保証金、売買代金へ充当します。

【落札者以外の方】

入札終了後、原則として2週間以内に、一般競争入札参加申込書に記入された銀行口座へ

の振込みにより返還します。

⑤注意事項

- ・落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に売買契約を締結しないときは、落札は無効となります。落札者が納付した入札保証金は岐阜県に帰属することとなり、返還しません。
- ・入札保証金は、その受入期間については利息を付けません。

4 入札の日時等

(1) 日時・場所

入札物件一覧(16ページ)に記載の日時・場所において入札を行います。

(2) 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札も可能です。その場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて入札物件一覧(16ページ)に記載の入札郵送期限までに到着するよう送付してください。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留により送付してください。

(3) 本人又は代理人による入札

- ① 入札の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。
- ② 入札へは、申込者(共有名義で申込みの場合は代表者)又は代理人が必ず出席してください。入札会場への入室は1名とします。共有名義での申込みの場合も代表者1名のみとします。なお、代理人によって入札する場合は、22ページの委任状を作成の上、提出してください。ただし、1人で複数の代理を兼ねることはできません。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方(代表者以外の共有者を含む。)が入札に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。
- ③ 入札終了後、落札者の方に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

5 入札日の持参品等

(1) 入札書(別記第4号様式)

(2) 委任状(別記第5号様式)

入札参加申込書の申込者本人(共有名義で申込みの場合は代表者本人)が入札に参加される場合は不要です。法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、委任者(申込者)の印鑑証明書を添付した委任状を持参してください。

(3) 印章

代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印章は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印章を持参してください。

(4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの 例：運転免許証)

(6) 入札用定型封筒

6 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札参加者は、県有財産の売払いに関する一般競争入札公告、本説明書及び契約書(案)並びに物件の現況等を熟覧の上、入札してください。
- (2) 現物と公告物件の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことができません。
- (3) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。
- (4) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印（代理人の場合は、入札参加申込書の申込者の住所及び氏名並びに代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を使用）の上、封かんし、入札者の氏名（代理人の場合は、代理人の氏名）を明記して、所定の入札箱に投函してください。

【入札用封筒】

(表)

物件番号
入 札 書 在 中
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

- (5) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。ケタ数には十分ご注意ください。
- (6) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ①入札に参加する資格を有しない者がした入札
 - ②委任状を持参しない代理人がした入札
 - ③指定の時刻までにされなかった入札
 - ④所定の入札書によらない入札
 - ⑤同一事項の入札について、入札者又は代理人が1人で2以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑥代理人が2人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑦入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑧入札保証金が所定の額に満たない者の入札
 - ⑨明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - ⑩記名押印を欠いた入札書による入札
 - ⑪必要な記載事項を確認できない入札
 - ⑫入札金額を訂正した入札書による入札

- ⑬入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
- ⑭著しい反社会的活動を行う等、明らかに県有財産の契約相手方としてふさわしくないことが判明した者の入札
- ⑮その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者にお知らせします。
- (3) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜県が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。
 - ②落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。くじを引くことを辞退することはできません。
- (4) 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

8 売買契約の締結等

- (1) 印鑑証明書の提出
落札された方は、印鑑証明書(共有の場合は、共有者全員のもの)を速やかに提出してください。
- (2) 契約の締結
落札された方は、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければなりません。
上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となります。落札者が納付した入札保証金は岐阜県に帰属し、返還しません。
※売買契約は、「落札者」名義で締結します。
共有名義で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結します。
- (3) 売買契約書(岐阜県保管用1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

9 契約保証金

契約締結の際、契約保証金として入札保証金の全額を充当します。
この契約保証金については、その受入期間について利息を付けません。

10 契約上の主な特約

売却物件の売買契約には、次の特約を付します。

- (1) 契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の業務の用に使用することを禁止します(転売、貸付け等を含みます。)。

※「風俗営業等」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務をいいます。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません(転売、貸付け等を含みます。)。

(3) 実地調査等

上記(1)、(2)の条件の遵守状況を確認するために、随時、土地の利用状況について実地調査することがあります。

(4) 違約金

落札者が上記(1)、(2)の条件に違反した場合及び(3)について正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買代金の 100 分の 30 の違約金を支払わなければなりません。

(5) 契約不適合責任

契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

ただし、落札者は、この契約が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 3 項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売買物件の引渡しの日から 2 年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、この契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には県に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができます。なお、県の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とします。

11 売買代金の支払

契約締結日から 20 日以内に、落札金額から契約保証金(入札保証金の金額を充当)を控除した残金を、岐阜県が発行する納入通知書により納付してください。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として岐阜県に帰属することとなり、返還しません。

12 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納された時に所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。立木伐採、工作物の補修等には応じられません(図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。)。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に、岐阜県が管轄法務局に対して行います。

(3) 電子メールにより入札参加の申込みを行った場合は、所有権の移転登記に係る必要書類として、住民票の写し(個人の場合)又は登記事項証明書(法人の場合)の原本を提出していただきます。

(4) 売買契約書(県保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(5) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を

行います。

(6) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

(7) 所有権移転登記は、登記簿数量で行います。

13 売払結果の公表

物件の所有権の移転後、県のホームページにおいて、物件の所在地、契約方法、物件の種類、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、契約者の名称、借地権の有無、価格形成上の減価要因、都市計画上の制限等を公表します。個人の場合、契約者の名称は「個人」と公表します。

14 その他の注意事項

(1) 不正の申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。また、申込者は、その事実が判明した日から一定期間、岐阜県を行う県有財産の売却に関する一般競争入札及び随時売却に参加又は申込みを行うことができません。

(2) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、各自で必ず現地を確認してください。なお、物件には看板が設置されています。

(3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑にならないように注意してください。また、足元が悪い場合がありますので、注意してください。

(4) 土地の利用や建物を建築するに当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(5) 双方の責に帰することができない事由により県が売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、県に対して売買代金の支払を拒むことができます。

落札者の責に帰すべき事由によって売買物件を引き渡すことができなくなったときは、落札者は、売買代金の支払を拒むことができません。

(6) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために、岐阜県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(7) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

(8) 物件の前面にゴミ集積所等がある場合、これらの移動等については、ご本人が自治会等と話し合いをしていただくことが必要になります。

(9) 越境物の処理については、岐阜県は関与しませんので、相隣関係で話し合ってくださいとなります。契約後に判明した場合も同様です。

15 その他

この説明書に定めのない事項については、全て地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則（昭和 39 年岐阜県規則第 48 号）、岐阜県公有財産事務処理規程（昭和 49 年岐阜県訓令甲第 16 号）、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号）、岐阜県会計規則取扱要領その他関係法令等の定めるところによります。

【問合せ先】

〒500-8570

岐阜市藪田南二丁目1番1号 岐阜県 総務部 管財課 財産活用係

電 話 058-272-1137 (直通)

F A X 058-278-2550

E-mail c11116@pref.gifu.lg.jp

入 札 物 件 一 覧

物件 番号	所在地番	現況 地目	実測 面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札 保証金 (円)	備考 (条件等)	入札日時	郵便等の 入札期限	入札会場
1	美濃市字小倉山 1589 番 1	宅地	460.63	3,400,000	340,000		令和 8 年 10 月 16 日 (金) 午後 2 時	令和 8 年 10 月 15 日 (木) 午後 5 時必着	岐阜市藪田南 5-14-12 シンクタンク庁舎 3 階 入札室
2	郡上市八幡町中坪 2 丁目 6 番 12・6 番 15	宅地	241.47	8,100,000	810,000		令和 8 年 10 月 16 日 (金) 午後 3 時		
3	羽島郡笠松町田代字天神 176 番 1、 176 番 5、176 番 6	宅地	422.60	17,000,000	1,700,000		令和 8 年 10 月 16 日 (金) 午後 4 時		
4	下呂市萩原町羽根字若栃下 2700 番 23	宅地	366.14	4,700,000	470,000		令和 8 年 10 月 15 日 (木) 午後 2 時	令和 8 年 10 月 14 日 (水) 午後 5 時必着	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 厚生棟 2 階 厚生 1 会議室
5	高山市曙町 4 丁目 2 番	宅地	224.97	2,200,000	220,000		令和 8 年 10 月 15 日 (木) 午後 3 時		
6	高山市曙町 4 丁目 17 番 1	宅地	229.69	2,600,000	260,000		令和 8 年 10 月 15 日 (木) 午後 4 時		